

## 継続出願及びクレーム制限に関する規則改正手続きに進展

2007年4月11日  
JETRO NY 澤井、中山

米国知的財産権者協会 (IPO)<sup>1</sup>は、本日付デイリーニュースにおいて、USPTO が継続出願及びクレーム数制限に関する特許規則改正案<sup>2</sup>の新たな手続きとして、行政管理予算局 (OMB) の承認を受けるために、6日付けで改正案を同局へ送付した旨報道した。本報道によると、本日開催されたコロンビア特別区 (DC) 弁護士会の会合において、ドール特許局長がその旨を述べた模様。また、当初の改正案に対して OMB に提出された改正案がどのように修正されたかについては、同局長は公表できないとしている。なお、同ニュースによると、OMB の審査には少なくとも 90 日を要するとしている。

(了)

---

<sup>1</sup> [IPO](#): Intellectual Property Owners Association: 知的財産権者の利益のために、知的財産の保護を推進することを目的として 1972 年に設立された団体。会員は 100 の大規模・中堅企業と 250 の小規模企業、大学、個人発明家、弁護士等を含む IP 関係者で構成されており、全会員数は約 9000 人。米国知的財産法律者協会 (AIPLA)、日本知的財産協会 (JIPA)、欧州産業連盟 (UNICE) と共に、日米欧三極ユーザー団体を構成。

<sup>2</sup> [2006年5月3日付け知財ニュース「特許規則改正案についてのユーザー団体のコメント」](#)を参照